

平成24年11月28日

平成24年 第11回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成24年第11回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成24年11月28日（水曜日）午後2時03分～午後3時11分

2. 場 所 中央公民館301学習室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦

社会教育部長 小俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長

石井卓之

学校教育課長 田代雄己

建築課長兼
教育施設担当
副参事

堂垣隆志

給食課長 梶川義夫

統括指導主事 岡田博史

社会教育課長 村上敏彰

社会教育部
副参事
（国体準備
担当）

高橋宏之

中央公民館長
兼 狭山
公民館長

乙幡正喜

中央図書館長 野口 弘

6. 書 記

庶務係長 福 寛 まゆ美

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 4 0 号議案 平成 2 3 年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）について

第 4 第 4 1 号議案 東大和市文化財の指定について（諮問）

第 5 その他報告事項 （1）東大和市子ども読書活動推進計画（案）について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第11回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 教育長諸務報告をさせていただきます。

平成24年10月25日から11月24日までの間の諸務報告でございます。

まず10月25日、木曜日、教育委員の学校訪問で、第四小学校を訪問させていただきました。加藤校長の確かな経営力を感じることができました。

その後、東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市、三宅村、御蔵島村、東大和市、そういったブロックですけれども、その研修会に出席をいたしました。

10月26日、金曜日、厚生文教委員会議員懇談会に出席をいたしました。これは10月2日から10月4日まで、厚生文教委員会の管外研修で秋田、山形に出張しましたけれども、そのところで学んだことなどについて教育委員会に報告するとともに、議会と情報を共有して、これからの教育について考えるための時間だったということであります。

28日、日曜日、東大和市空手道選手権大会を視察いたしました。

29日、月曜日、教育委員の学校訪問で第三中学校を訪問いたしました。耐震工事が済んだ体育館と、実に落ちついた雰囲気の中で学習がされているということで、私が指導室長にいたときから比べると随分雰囲気が変わったと、よい方向に変わったということを感じて帰ってまいりました。

30日、火曜日、定例校長会に出席をいたしました。

それから、11月1日、木曜日、国民体育大会のボウリング競技リハーサル大会開会式に出席をいたしました。全国から集まった都道府県の旗を見ますと、いよいよ国体が迫ったなというような感じを受けました。

11月2日、金曜日、内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯争奪、第41回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会を視察いたしました。さまざまな準備をしていたわけですが、そういった準備の中から来年の本大会に向けての課題がたくさん見えまして、改善の必要性を感じたところであります。大会そのものは、大変順調に進んで、関係者の方々も喜んでいらっしゃいました。

その後、教育委員懇談会に出席いたしました。

夕方からは、青少年健全育成駅頭キャンペーンに参加をいたしました。大人が中学生とともに行動すること、活動することは大変意義のあることだというふうに思いました。

11月3日、土曜日、産業まつり開会式に出席、八地区まつり開会式にも出席いたしました。

11月4日、日曜日、国民体育大会ボウリング競技リハーサル大会の閉会式に出席をいたしました。産業まつりの閉会式にも出席をいたしました。

11月7日、水曜日、厚生文教委員会に出席いたしました。給食の計画について、さまざまなご意見をいただきました。ご意見をいただいた中で、認められないというようなお話もありましたけれども、そういったご発言に対しましては不採択というふうになりました。

11月8日、木曜日、市役所防災訓練に参加をいたしました。これは市役所内部の防災訓練であります。

11月11日、日曜日、市民文化祭の閉会式に出席をいたしました。

11月12日、月曜日、行政改革推進本部会議に出席いたしました。

あわせて、ちょっと重なったところがありました。すみません。北多摩西部消防署長、それから東大和警察署長、そこにロードレース大会の協力を依頼しに伺いました。当日、ロードレース大会の日ですが、武蔵村山市の駅伝大会ともかさなりまして、東大和警察のほうは人員の配置が大変苦しいという、そういうようなお話をいただきましたけれども、そんな中でも精いっぱいロードレース大会、今後も協力してくださるというお返事をいただきました。

11月13日、火曜日、市議会全員協議会に出席いたしました。

同じく、市長・教育長と市P連の懇談会に出席をいたしました。幾つかのさまざまな学校教育に係る問題点を指摘されましたけれども、それについてこちらのほうで回答をさせていただきました。

11月14日、水曜日、東京都市教育長会定例会に出席をいたしました。このところ各市の教育長がお変わりになるという場面がたくさん出ておりまして、この日は武蔵野市の教育長が変わったという報告と、三鷹市の教育長が変わったという報告、そういったあたりの報告がございました。

11月17日、土曜日、狭山公民館まつりの開会式に出席をいたしました。

11月18日、日曜日、東大和市総合防災訓練に出席をいたしました。図上訓練で一般市民の方にも公開の中、行われたわけですがけれども、大変緊迫感を持ってこの訓練ができました。

11月20日、火曜日、東大和市医師会との懇談会に出席をいたしました。健康教育にかかわる内容についての質疑応答が、そこでなされました。

11月22日、木曜日、第三小学校開校50周年記念式典に出席をいたしました。

11月23日、金曜日、第一中学校防災訓練を視察しました。地域と学校とが一体となって、市役所も含めてですがけれども、訓練を行っていたということは大変好ましく、また子どもも地域も、相互に学ぶところの多い防災訓練だったというふうに思いました。

東大和市体育協会主催のスポーツレクリエーションフェスティバルを午後、視察いたしました。

最後に、11月24日、土曜日、いじめ防止のためのシンポジウムに出席いたしました。出席者は200名を超えるということで、初めての試みだったのですがけれども、それ相当の成果を得たなというふうに感じております。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○真如教育長 失礼しました。1件、よろしいですか。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 日付が間違っておりましたので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

11月9日、金曜日、市役所防災訓練に参加です。市役所で行われた防災訓練につきまして、8日、木曜日というふうになっておりますけれども、9日、金曜日の誤りでしたので、訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 ご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

**◎日程第3 第40号議案 平成23年度東大和市教育委員会の権限
に属する事務の管理執行状況の点検及び
評価報告書（案）について**

○鈴木委員長 日程第3、第40号議案 平成23年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第40号議案 平成23年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定では、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提供するとともに、公表することとされております。このことから、平成23年度の東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策について、取り組み状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題や今後の方向性を示すとともに、公募を含む学識経験者からのご意見をいただきまして、報告書案にまとめたものであります。

内容につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、資料に基づきましてご説明を申し上げます。

表紙の裏の目次をお開き願いたいと存じます。

まず、この報告書の構成でございますが、4つの章立てと資料で構成をいたしております。

1 ページでございます。

第1章は、教育委員会の点検及び評価についてでございますが、1の点検及び評価の目的は、ただいま教育長からご説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

2の点検及び評価の内容は、対象を平成23年度の教育委員会の運営状況、基本方針に基づく主要施策・事務事業としたものでございます。

点検及び評価の方法は、公募を含む学識経験者のご意見を聴取した上で実施し、報告書を市議会へ提出するとともに、公表いたします。

2 ページをお開き願います。

第2章でございますが、教育委員会の運営状況についてでございます。

1に開催状況を、2に審議状況として、教育委員会議及び教育委員懇談会に分けて運営状況を明らかにしております。

7 ページをお開き願います。

3に教育委員会議以外の教育委員の活動状況といたしまして、学校訪問、各種行事等への参加状況を掲載しております。

8 ページをお開き願います。

第3章でございますが、教育委員会の基本方針に基づく平成23年度主要施策の点検及び評価についてでございます。

基本方針の1は、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成であります。が、教育委員会の基本方針をここに掲げております。

9 ページをご覧ください。

このページの中ほどから主要施策とありますが、基本方針に基づき平成23年度における施策の取り組み状況と今後の取り組みの方向性を記載しております。

以下、14ページには基本方針2の「豊かな個性」と「創造力」の伸長、26ページには基本方針3の「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実、そして38ページには基本方針4、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進について

ても同様に記載してございます。

続きまして、47ページをお開きください。

第4章でございますが、点検及び評価に関する有識者からの意見につきまして掲載してございます。

3人の有識者の皆様からいただいたご意見を、ここに掲載したものでございます。

このように、この報告書は、平成23年度における教育委員会の運営状況並びに平成23年度教育委員会の基本方針に基づく主要施策及び事務事業の取り組み状況を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示したものでございます。

なお、今後の予定でございますが、本日、教育委員会でご承認を賜りましたなら、委員長名で市長に報告申し上げ、市長から市議会議長へ教育委員会からの報告があった旨、通知をしたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから気がついたことを先に言わせていただきますが、この有識者の寄せていただいた文書を見せていただくと、これは平成23年度の分ですけれども、かなり平成23年度の評価されていていい内容が、学校教育も、社会教育も例示されていて、事務局の努力の跡がよく見られるようになって、本当にありがたいと思いました。

社会教育関係では、基本方針3の内容の中に、さまざまな数値が挙げられていて、それが経年上昇が見られるというふうに認められたことは、とても私もうれしく思いました。

学校教育のほうについては、やはり社会的にも課題になっているいじめ、不登校対策、これが確かな成果が積み上げられているということも認められて、この点は市民にとっても大変うれしいのではないかと考えています。

事務局の十分努力している様子は、日々拝見しておりますが、この有識者の方々からも、客観的に見て、こういうふうに認められたということは、とてもうれしく思っているところであります。

それで、この中に課題として、市民のニーズをどのようにして把握するかということですが、子どもは子どものニーズがあり、年配者は年配者のニーズがある。

各年齢、各層の方々のニーズをどのようにして把握するかという把握の方法については、これからも不断の研究を続けていかないと、なかなか市民に伝えていくことはできないのではないかと思います。

もう1点は、何か事が起きたときは、迅速かつ透明性を明らかにして処理してほしいという当然の要望があったと思うのですけれども、これも常にこのことは不断の研究をして伝えていかないと、なかなか市民の願いには応え切れないのではないかと思います。

それで、1つ俗な話をいたしますけれども、「行って帰ってまた行く」という言葉があるんですよね。「行って帰ってまた行く」、そうしたらこちらからお願いをするのは「行って」、これに伝えてくれるのが「帰って」、伝えてくれてありがたいというのが「また行く」、こういう対応をしていくことが、丁寧に対応していくことが、誤解を招くことがなかったり、やってもらって感謝の気持ちが起きる方法だということですね。

これは市役所と市民との関係だけではなくて、個人的な人間の付き合いもそうだと思うのです。これ、よろしくお願いしますね。すぐやってくれた。早速やってくれてありがとう。行って、帰って、このまた行くというのが大事。どちらかというと、私も勤めをしているときに、学校で事故が起きた。指導室へご相談する。行く。こういうふうに対応したほうがいいですよって返してもらう。それを参考にして、事故の対応をして片付いた。それで終わることが多いですね。

ところが、そうではなくて、指導室に対して、この間のアドバイスや実態に基づいて、このように対応して、この問題は解決しましたということを、さらに報告するということが大事。「行って帰ってまた行く」。指導室の立場に立つと、相談には来たけれども、何にも言ってこない。言ってこないから解決しているのだろうとは思ってはいるけれども、解決しました、課題が残っていますということを報告してもらわないとつかめないですね。

そういう対応をしたほうがいいということを、教わったことをちょっと思い出したので、時間をとって申し訳ないのですが、話してみたので頭のどこかに入れていただいて、もう一手間かけることによって円滑に物事が進むのだという点があると思いますので、このニーズに応えるとか、迅速な、透明性とかということに絡めて、ちょっと感じたことを、余計なことでしたけれども、言わせていただきました。

ほかにご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第40号議案 平成23年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書(案)について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第40号議案 平成23年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書(案)について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第41号議案 東大和市文化財の指定について(諮問)

○鈴木委員長 日程第4、第41号議案 東大和市文化財の指定について(諮問)について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第41号議案 東大和市文化財の指定について(諮問)につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市教育委員会が、新たに市の文化財として指定する場合は、東大和市文化財保護条例第6条の規定に基づきまして、東大和市文化財専門委員に諮問をしなければならないとされております。

今回、既に東大和市文化財として指定されております里正日誌の一部と高木獅子舞の旧獅子頭が新たに発見されたことに伴い、この2件の追加指定について諮問をするものでございます。

また、狭山の栞の原版一括につきましては、昭和14年に初版本を活版印刷した際の原版が発見されたため、同物件を新たに東大和市文化財に指定することについて、諮問をするものでございます。

諮問理由の詳細につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、現物が後ろのほうに用意されておりますので、また後ほどご覧になっていただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 文化財に指定した場合に、その指定されたそのもの自体に対して、市がその保全のための幾らかの支出が出てくるとは思いますが、それは予算化されていますか。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○村上社会教育課長 文化財の指定後の扱いにつきましては、所有者が基本的に管理をしていくという形になってございます。市からの財政的な支出は、ほかの文化財もそうですけれども、してございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、私のほうから1点ですけれども、今の土田委員とのお話の続きになりますけれども、例えばこの里正日誌などというのは非常に量も多くて、特別な建物に保存されているように聞かされておりますけれども、そのためにやはり経費がかかるとか、あるいは定期的に曝書というか、そういうような手間もかかるのかなと思ったりしているのですけれども、そういう点についても、市では何もそういう事柄についてお助けはしていないのですか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま文化財の指定後の取り扱いについてご質問いただいたわけですが、この指定に至りましては、それぞれ持ち主がおりまして、今回、諮問し、答申をいただいた中で、市の文化財ということで話が進みましたら、状況によっては、保管場所について一度考えるときがくると思います。今の持ち主がそのまま持って、そのままいくということであれば、特別な経費はこれまでもかかっておりませんので、なかなか今の財政状況を見ますと難しいかなと思いますが、郷土博物館のほうに若干の保管場所といいますか、そういう部屋がございます。そこの部屋でお預かりをさせていただけるということであれば、そ

ういう方法もあろうかなと。一中に文化財等の保管庫がありまして、資料の薫蒸などもしている状況がございます。これは予算をとって、年に1回やっているのですけれども、そこで保管していく必要があるということになれば、そちらでお預かりをしていくというようなことも出てきます。

いずれにしましても、今後、文化財の専門委員会のほうで諮問、答申をする中で、どういう保存が一番好ましいのか、適しているのか、そちらのほうも議論させていただいて決めていきたいと。状況によって、予算がかかるものであればお預かりし、来年度の実施計画等で検討していくということにもなろうかと思えます。いずれにしましても、今後の文化財専門委員会の中で議論をしていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○鈴木委員長 関連をお願いします。

この種別に市重宝と書いてあるのですが、市重宝のほかにどういう指定があるのか、不勉強で知らないのを教えていただきたいのと、市民の愛郷心を育てるような一つの方法として、やはりその市に存在するさまざまなものや暮らしの様子を目にする機会があるということは、貴重なことだと思うのですよね。例えば、市重宝をある時期お預かりして市民に展示をするとか、あるいはそういうような機会をつくるような計画などは、考えてみたことはあるでしょうか。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 市の重宝のほかの種別ということでございますが、全部は把握してございませんが、旧日立航空機の変電所等は、建造物という形で市の文化財で保存しております。数は忘れましたが、そういう形での保存をされております。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 市勢概要のほうに、市指定文化財という欄がございます。そちらで、市の重宝について、まず記載がございます。例えば、徳川氏の御朱印状とか里正日誌も入っております。それから、遺跡から出てきました石器などですね。あと豊鹿島神社本殿の木製の狛犬等、そういうものが市の重宝でございます。

それともう一つ、市郷土資料というのがありまして、区分的にはですね、こちらは高木獅子舞の道具及び衣裳一式、それから庚申塔など、そちらの区分がござ

います。

それから、あとこれは無形のほうの文化財になりますが、市の技芸、これが清水囃子。

それから、あと市の史跡ですね。今課長から変電所の話が出ましたけれども、こちらの市史跡という区分がございます。

あと、市の旧跡、蔵敷の調練場跡とか、そういう市の旧跡という区分があります。

以上のことから、5つの区分が、文化財の中で分けられて、区分されているということでございます。

それから、2点目の愛郷心を育てるということと、あと市民にどう見せていくかというそういうお話になろうかと思いますが、なかなか文化財は市民の目に触れることがない状況があります。例えばですが、昨年のもみじまつりのときには、11月に行いましたが、徳川家の御朱印状を郷土博物館で展示をしました。こういう文化財の活用というのも、市の文化財の条例がございますけれども、保存並びに活用というのが項目に入っております。そういう中で、市民に見せる機会をつくっていく必要はあるというふうには思いますけれども、なかなか管理とか、壊されたら困りますし、なかなか見せる状況も、行事の際に人をつけるとか、いろいろな方法が必要かとは思います。市長も観光に力を入れております関係から、社会教育部としましても文化財の活用、こちらについては考えていかなければいけない業務であるというふうには思っております。

なお、変電所の関係では、年2回、特別公開をやっておりますし、そういう観点で今後も文化財については、市民の方に見ていただけるよう努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○鈴木委員長 参考になりました。

ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 お諮りいたします。

日程第4、第41号議案 東大和市文化財の指定について（諮問）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第41号議案 東大和市文化財の指定について（諮問）について、本件を承認と決します。

◎日程第5 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市子ども読書活動推進計画（案）について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○野口中央図書館長 それでは、東大和市子ども読書活動推進計画（案）について、ご説明申し上げます。

子ども読書活動推進計画については、平成13年に制定されました子どもの読書活動の推進に関する法律により、市町村は当該推進計画を策定するよう努めなければならないと定められました。そこで、平成23年8月に、市の関係課を集めた策定委員会を立ち上げまして、子ども読書活動推進計画の計画について検討をしてきましたが、このたびその計画（案）がまとまったことからご報告申し上げるものであります。

資料（1）その他報告の1ページをご覧いただきたいと存じます。

左側が目次になっておりまして、第1章、2章、3章、4章という構成になってございます。あとは資料編ということの構成になってございます。

1ページのほうをお願いしたいと思います。

なお、計画の対象は0歳からおおむね18歳、計画期間としましては平成25年度から平成29年度までの5年間ということでございます。

今後の計画の策定の予定でございますが、平成24年12月1日から25日の間、市のホームページ等で市民意見を募集し、平成25年3月に策定を完了する予定でございます。

なお、あすの29日開催予定の庁議に報告し、その後、市議会議員のほうに情報提供をする予定でございます。

それでは、1ページ、順次、説明いたします。

第1章、策定にあたっての基本的な考え方ということで、1、計画の目的、東大和市では、これまでさまざまな機関や施設において、子ども読書活動への取り組みを多様な形で行ってきています。今後は、これらを体系化し、東大和市全体

での子どもの読書活動へと、さらに有効なものに発展させていく必要があります。家庭、地域、学校、図書館などの関係機関が相互に連携して、社会全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことが重要です。

2の位置づけですが、こちらは「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定しまして、また「第二次東大和市基本構想」以下のものを上位計画とし、「東大和市次世代育成支援計画」等との整合性を図りながら、子ども読書活動を支援し、推進するための計画と位置づけております。

3の子ども読書活動推進の意義でございますが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に基づきまして、これにおいては子ども読書活動推進の重要性が述べられております。東大和市では、子どもにかかわる機関が連携し、子どもが読書に親しむ環境を充実させることを目指します。そこで、これらの読書環境を整えるための前提として、子ども読書活動推進計画を速やかに策定し、実施していく必要があります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

4、国の動向。国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の子ども読書活動に関する計画を策定・公表する責務等を明らかにしました。平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成17年には「文字・活字文化振興法」を成立し、文部科学省では「新学校図書館図書整備5か年計画」、以下、学校図書館標準の作成、あるいは地方交付税の財政措置。平成18年には「教育基本法」、「学校教育法」等の改正がされました。平成20年には、第一次計画の取り組みの成果と課題を踏まえて「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定しております。

都の動向におきましては、平成15年、第一次「東京都子ども読書活動推進計画」、それから現在では平成21年度から平成25年度までの5年間に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しているところでございます。

6の計画の対象としましては、0歳からおおむね18歳まででございます。

3ページのほうの7の計画の期間については、平成25年度から平成29年度の5年間、必要に応じて見直しを行いますということでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第2章、読書活動の現状と課題ということです。

市では、市内の子どもの読書活動の現状、課題、図書館への要望等を把握するため、3歳児健診で保護者へのアンケート及び各施設・市民グループへの調査を実施しました。また、国や東京都による調査も参考に、現状を分析しました。

その結果、学年が上がるにつれて図書館離れ、読書量の低下の傾向が見られ、さらに「読書をしている」と回答した児童・生徒の半数以上は、学校図書館や市立図書館を余り利用していないという結果が出ている。

1では、家庭・地域ですね。

(1)の家庭ということで、3歳児健診で保護者84名に行った結果によりますと、本の読み聞かせをしている家庭は90%ありましたが、その頻度は週に1回以下から毎日と家庭によって差があります。家庭以外での読み聞かせについては、幼稚園や保育園でという回答が多く、図書館や地域のおはなし会への参加には消極的な傾向があるということでございます。

以下、(2)の幼稚園・保育園ですね。こちらのほうも幼稚園4園、認可保育園15園ありまして、毎日、絵本の読み聞かせ等をほぼ行っている。しかし、所蔵冊数や新しい本の受け入れについては、園によって差があるというような状況でございます。

6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

あと(3)の児童館、(4)の学童保育所、(5)の保健センター、7ページの子ども家庭支援センター、(7)の公民館、それから(8)のその他の施設の課題等を述べております。

2の学校につきましては、小中学校といたしまして、学校での読書・動機付けということで、ほとんどの小中学校では、朝や昼休みに読書の時間を設け、小学校では、保護者・ボランティアによる絵本の読み聞かせが行われている。また、特別支援学級の中には、学習活動の一環として、絵本の読み聞かせを行っている学級もあります。

以下、読書指導、7ページですね。

それから、8ページのほうには調べ学習への取り組み、それから④で学校図書館についてですね。⑤の読書活動を支える人材、⑥の市立図書館との関わり。

9ページにいしまして、(2)の高等学校という課題を述べております。

それから、3の市立図書館につきましては、(1)の読書環境の整備ということで、市立図書館の利用率は、平成22年の実績でございますが、小学生が67.8%、

中学生が40.0%、高校生が21.6%という状況にあります。

①の子ども読書活動の支援でございます。それから、②の図書資料の充実。

10ページのほうの職員、こちらのほうは、職員については研修等を充実させて、専門職の配置が望まれる。

それから、P R（広報活動）ですね。今現在は、ホームページには子供向けのホームページがございませんので、これを開設する検討が必要です。

それから、⑤のおはなし会ですね。

それから、⑥の市立図書館見学会というのもやっております。工夫が必要です。

それから、⑦のブックリスト。

11ページのほうでは、（２）の乳幼児ですね。今、ブックスタートというのを保健センターでやってございますが、そのブックスタート以降のサービスが課題となっております。

（３）では、小学生につきましては、図書館では小学校への団体貸し出し等、学校へのサービスを通して読書支援を行っております。

それから、（４）ではヤングアダルトですね。アダルトコーナーを設けまして、ここで、あるいは中学校の職場体験学習の受け入れも行っております。利用の機会を増やすための工夫が必要です。

（５）では特別な支援を必要とする子どもということで、障害のあるこども、それから12ページの②の外国語を母語とする子ども、そういうものでございます。

それから、４の子どもの読書活動を支える人たちということで、市内には子どもや保護者に読書の楽しさを伝えたいと活動している市民がいます。

（１）として文庫ですね。これは家庭的な雰囲気の中で、子どもに本の楽しさを伝え、現在５つの文庫がありますが、課題としては「人数が増えて広い場所がほしい」、逆に「子どもが減っている」というような現状がございます。

（２）の読み聞かせグループ、（３）の学習グループ等の現状でございます。

東大和市では、東大和市文庫連絡会が、1980年から子どもと本をつなげる活動をしている市民グループを横断的にまとめる役割を果たしてきました。ボランティア活動の中には、他とのつながりが少ないグループが多いので、そういうことでコーディネーターとして、ボランティアの講座等の人材の養成などもしているということでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

第3章ということで、子ども読書活動推進のための具体的な取り組みということで、先ほどの現状、課題に沿って、1の家庭・地域ということで、家庭の役割として、家庭は、子どもにとって一番落ちつく安らぎの場であり、人生の基礎を形成する重要なものということで、小さなころから読書が生活の中に継続して位置づけられていること、より多くの本と出会う時間をつくることができます。また、家庭の中での大人が本を読む姿を子どもに見せることは、子どもの本への興味を高め、読書へのよいきっかけになります。

以下、②の乳幼児期の子どもへの働きかけ、③の家庭での読み聞かせ、それから④の市立図書館等の利用ということでございます。

あと16ページをお開きください。

(2)の幼稚園・保育園、それから(3)の児童館。

17の右側のページのほうで、(4)学童保育所、それから(5)保健センター、(6)子ども家庭支援センター。

18ページをお開きください。

公民館、それからその他の施設、郷土博物館、やまとあけぼの学園等です。

それから、2で学校、小中学校ですね。読書習慣の定着、読書指導の充実、調べ学習、学校図書館、学校図書館へ来てもらうために、それから利用しやすい学校図書館はどうすればよいのかといったこと。それから、⑤の他機関等との連携ですね。

20ページをお開きいただきたいと思いますのですが、読書活動を支える人材ということで、司書教諭や学校図書館指導員、それからボランティア等ですね。

(2)では高等学校についての連携を述べているところです。

3の市立図書館につきましては、読書環境の整備ということで、市内3館、移動図書館のネットワークを活用して、子どもたちがより身近で本に親しめる環境を構築しますということで、①の子ども読書活動の支援、②で図書資料の充実。

21ページをお開きいただきたいと思います。

職員、それから④のPR（広報活動）、⑤のおはなし会、市立図書館見学会、⑦のブックリスト。

(2)で乳幼児ですね。そういうことで、以下、(3)の小学生、(4)のヤングアダルト（中高生）、(5)の特別な支援を必要とする子ども、市立図書館のサービス関係の記載でございます。

22ページの下の4の子どもの読書活動を支える人たちということで、（1）文庫で、23ページの（2）読み聞かせグループ、（3）学習グループということで、最後に計画の進行管理ということで、計画を推進するために、計画の進捗状況を定期的に調査・把握し、見直し・調整を行います。

24ページをお開きいただきたいと思います。第4章で、第3章で言った取り組みを、取り組み項目と目標年度を検討、実施、充実、継続という形で、家庭・地域以下、年度ごとに5年間をまとめたものでございます。

最終に、資料1から資料8までを添付してございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから。

この推進計画は、説明にもあったように、平成13年の法に基づくものであったと思うのですが、長年の課題というか、懸案に取り組んでいただいて、ありがとうございました。

それで、今説明があったように、実態や課題についてはかなり詳しく報告があったわけですが、この計画に基づいて、これからどうやっていくかということになると思うのですが、総花的ではなくて、何か切り口で、ここに重点を置いて、この計画を実らせていくというような、そういうお考えはありますか。

中央図書館長。

○野口中央図書館長 総花的というご指摘でございますが、重点というのは、図書館が子どもとの関係を、子どもについてを主に、図書館を運営していくということが、過去に私が図書館に10年前に行ったときも、そんなお話を聞きましたけれども、そこでは子どもを中心にやっていくということでしたが、今はもう高齢の方も随分いらっしゃいますけれども、当時そういうのがありましたので、子ども中心ということが、子どもに重点を置くということが、一つのミッションというか、ポリシーみたいなことはあると思います。これは子ども読書活動計画ですからそのままですが、その辺を切り口にやっていくように考えています。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 この子ども読書活動の計画ですが、長年つくれなかつ

た。これまでもいろいろ職員間、それから議会、さまざまところで、なぜないのだと、26市でも最後になってしまったというようなご指摘があったりして、何とかつくらなくてはということで昨年度から動き始めました。

小平市、他市では第2次がもう実際に動き始めているような市もございまして、後発組の私どもとしましては、ほかの市の計画を参考に、できるだけ具体的で、総花的にならないように検討してきたところではあります。関係部署も、市長部局も交えて、たくさんの部署、子ども生活部からほかの部も、学校教育部もそうですか、関係するところに全部集まってもらって、漏れのないように、それから東大和市ならではの計画にしていこうという共通認識を持ってスタートしたところであります。

第3章では、具体的に何をしていくかということで、できるだけ具体的にしたつもりですけれども、なかなか第4章の取組項目と目標年度ということで、具体的な事業を拾ってといいますか、洗い出してといいますか、できるだけそれやっていくのだというような総意で、これを、第4章をつくり上げたという内容でございます。

12月には、12月1日号の市報、それからホームページで市民意見の募集をしていくわけですけれども、委員長からご指摘もございましたので、重点目標等の策定といいますか、そういうものの議論もしたいというふうには思います。

しかしながら、現状これまでできるだけ具体的にしていこうということでつくり上げた内容にはなっておりますつもりなので、そのところは総花的にならないように進捗管理もしながら、この事業の実施を、実現をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 読書活動推進計画を中身の濃いものにしていくためには、図書館が子どもにとって魅力のある場所であるということが大前提ですよね。魅力のある場所ということは、子どもが見たい、読みたい、触れたい、調べたいような資料が豊富にそろっているということが、まず一番だと思うのです。

それから、図書館で展開する子ども向けの行事、そういうものを膨らませていくためには、資料をそろえるのは、はっきり言ってお金ですよね。お金が豊富について、さまざまな種類の子どもにとって魅力のある本が、同じ本でも複数本、需要の多い本は3冊、5冊、10冊そろうというような、そういうことで子どもの

魅力や読書意欲を高める相乗作用になると思うのです。

だから、先立つものが非常に不如意な時代ですから、難しいかと思うのですけれども、図書館の命は資料の豊富さにあるのだと私は思っているのですよ。だから、その辺もよく研究して、ご理解を得ながら予算をつけてもらう、私どもの活動も大事だなということを、今説明を聞きながら感じていたところです。

私は以上です。

土田委員。

○土田委員 僕も今委員長がおっしゃったようなことを感じていたのですけれども、子どもたちにまず読書というものに対する飢えというか、活字を読みたい、本を読みたいというふうに思わせることが、まずその前にある。それで、それは今委員長がおっしゃっているけれども、あそこへ行けば自分が今そうしたいと思うことが常に用意されているということが、まず必要だとは思いますが。

ただ、例えば体の弱い子に、これは栄養があるのだから食べなさいと。いろんなものを用意しても、子ども自体がそれを口にしようとしなないということであれば、それはどんなものを用意しても意味がないということが出てくるのですね。どんなに栄養のある食べ物を用意しても食べようとしなない。そのところに、やっぱりかなり問題がある。だから、読書に飢えている子どもをどうしてつくるかというか、どうやったらそういう子どもたちになるのかということが、大きな疑問であるというふうに僕は思います。

それと、読書ですから、もちろん書物を読むわけですがけれども、今、何とか活字が電子機器になっているということですよ。そういうものは、この中に、それを読書という中に、範疇に入れるのかどうかということ、もう一つお聞きしておきたい。これはそうですね、本よりもむしろそういうものを利用する時代がやがてくるような気もしていますね。

以上です。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま土田委員のほうからいただきました質問でございますけれども、子どもたちが本を読みたい、あそこに読みに行けばある、そういうふうに思っただくような図書館になりたいなと、まず思うところではありますが、やはり魅力ある図書館にするには、委員長もおっしゃったように、予算、本の量、質、両方ともあります。ここ近年は、財政上も枠配分ということで、

私どもの書籍の購入的には、同レベルを維持させてもらえてはいます。

その中で、子どもたちに魅力のある本を買おうという観点で職員は本を選ばなくてははいけませんし、そういう本をそろえていく必要があると思います。おっしゃるとおりだと思います。先ほどのニーズの話ではありませんけれども、たくさん本があっても、結局、子どもが読まなければ意味がありませんし、読みたい本も年々変わっていくと思います。そういう中で、図書館もそのニーズに合わせていく必要がある。ですから、選書の本を選ぶ状況も、職員も変化していかななくてははいけない。そういうはやりといいますか、いろんなものに、時代のニーズに、変化についていけるような、そういう感覚も職員は身につける必要があるというふうに思います。

電子書籍についても、今はすごく増えていまして、公立図書館でも電子書籍を購入している図書館もあるというふうには確認してございます。なかなか1冊当たりの単価が高いものですから、まずは手にとれる本という、その資料をまずは、まだまだ買っていく必要があるというふうには思っております。子どもも、これからは携帯とか、スマートフォンですか、そういうもので本を読むような時代が、これからくるのだと思いますけれども、現状ではまだまだ図書館の本を充実して、時代に合った子どもたちが読みたい本を、子どもだけじゃありませんけれども、市民の読みたい本を、関心の高い本や人気のある本を、そういうものを高いアンテナを立てて買いそろえていく必要があると思っております。今ご意見いただきましたので、職員にもそういう話をさせていただきまして、魅力のある、あそこに行きたいと、あそこの本を読みたい、そういう図書館になるように努めていきたいと、そのように思ったところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 すみません、もうちょっと質問があるのですが、言葉の使い方が間違っているかもしれませんが、地方交付税というのですか、地方交付金というのですか、国から地方へ、これは図書を買うための金額としてきていますよね。そのとおりに市はしなくてもいいのですけれども、国からきている分ぐらいの金額は、東大和市の場合は、図書購入に使えているのかどうかということが、1つお尋ねしたいこと。

もう一つは、漫画ですけれども、公立図書館では漫画はなじまないのではないかという考えがあるというようなことを聞いたことがあるのですけれども、今の

子どもは歴史漫画というのがあって、知識を増やすのに、非常に漫画風の読み物というのがたくさんあるのですよね。東大和市は、その漫画というものを、どういうふうに考えて入れる入れないの基準をつくっているのか、そういうものがあったら教えていただきたいのですが。

中央図書館長。

○野口中央図書館長 まず、2点目の漫画ということでございます。この計画の9ページに、図書資料の充実ということで、3の市立図書館の一番下に図書資料の充実とございますが、ここに括弧書きで東大和市立図書館図書収集及び除籍方針というのがございます。除籍方針、収集方針ですね。その中で、こういうものは除くということになってございます。しかしですね、今後の5年間で検討していく。それはなぜかといいますと、漫画でも学習漫画等、いわゆる学習漫画ですね。それと、今の若いお母さん、お父さんたちは、半分は漫画で理解して、半分を文章で理解する、そのほうがわかりやすいというご意見もございます。そういうことで、検討していこうと考えております。そのような予定でおります。

それから、交付金の関係。交付金、地方交付税の関係でございます。これはうちの事務局、担当は係長ですね。財政のほうに係長が問い合わせたところ、ここにもちょっと表現はうたっているのですが、必ず交付があるとは限らないということは聞いてございますが、交付税の細かい算式はわからないのですが、算式をして交付されたり、あるいは交付されなかったりというようなことだと、今理解しております。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 補足といいますか、お話しさせていただきますけれども、交付金については、必ずしもその交付金どおりに買えているとは思っていないのですけれども、そういうお金が市にきていますよと言われても、そのお金がそのままそっくり図書館にくるわけではないので、私どもは現状を少しでも減らさないように、目減りといいますか、減らさないように努力をしている状況であります。その交付税の金額がちょっとわからない部分で、お答えにはならないかもしれないのですが、現状、予算額、減らないようには努めていきたいというふうには思います。

あと漫画ですけれども、今館長からも話がありましたが、これまでは私どものまちの図書館では、漫画は買わない、かたくなにそこは守ってきた部分があるの

ですけれども、さまざまな意見といいますか、お話の中で、すごく程度のいいといいますか、単なるおもしろいだけの漫画ではなくて、身につく、学習的にすごく評価の高いような漫画もあるということがわかってきていますので、そういうところは計画の中にも反映をさせていただいたということで、文章にこれは入ってきたということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第11回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時11分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊